

グローバル化時代の共生——

外国人の政治参加とシティズンシップ教育をめぐって

橋本 美鈴

(岡崎宏樹ゼミ)

はじめに

経済のグローバル化が進み、国境を越えた移動性や人口の流動性が高まる現代社会においては、外国人や移民との共生という課題がいつそう重要かつ現実的なものとなっている。

日本における外国人登録数は1981年には約79万であったが、最新の統計(2011年9月現在)によると、約208万人となっており、この20年に約2.5倍に増えていることがわかる。このうち在留期間が無期限の「永住者」は現在約96万にのぼる。近年の特徴は外国人労働者の数が増加していることである。厚生労働省の統計(「外国人雇用状況の届出」2011年10月)によると、総数は約69万人であるが、未届けや不法残留者を考慮すると、実数はさらに大きいと思われる。

これら「外国人労働者」と呼ばれる人たちは、実際は私たちと生活圏を共にする地域の住民でもある。一時的に日本に滞在している人もいるが、家族を営み、長く日本で暮らしていきたいと考えている人たちもいる。生活者という視点からみれば、彼ら／彼女らは私たちと同じ市民社会・地域社会の構成員でもあるといえる。だとすれば、〈外国人との共生〉をトータルな意味で実現するには、労働だけでなく、政治、教育、文化、医療、福祉など多様な領域で取り組みが進められなければならないだろう。

では、いまどのような取り組みが必要なのか。本研究は、この問題を政治と教育の領域に着目して諸外国の事例を参照しつつ考察していく。政治に関しては、外国人の制度的な政治参加について検討し、教育に関しては、イギリスをはじめ世界各国で多様な取り組みがなされているシティズンシップ教育(市民性教育)について検討する。取

り上げる対象は限られているが、この検討によって日本の課題を考えるための参照点を与えることはできるだろう。

I. 日本と韓国における外国人の政治参加

2011年の法務省のデータによると、外国人登録者は209万3938人である。国別にみると、一番多いのが韓国・朝鮮人で55万4813人、次に多いのが中国人で67万4772人、第3位がブラジル人で22万1217人となっている。韓国・朝鮮人数は1991年の登録者数69万3050人を境に年々減少しているが、国別では依然として最も多く、全体の1/4以上を占めている。

そこで、本章では外国人の政治参加を考察するにあたって、日本と韓国を比較しつつ検討を深めることにしたい。外国人の制度的な政治参加には、参政権、住民投票、代表者会議などの形があるが、両国の状況は一樣ではない。例えば、日本では、現行の法律において外国人の参政権は認められていないが、隣国の韓国では、地方参政権を認める制度が確立している。こうした差異を視野に入れてアジアの両国を比較することで、外国人の政治参加に関する課題を明確にしたい。

1. 日本における外国人の政治参加

(1) 日本における外国人参政権をめぐり動き

外国人の政治参加には多様な形がありうるが、しばしば大きな争点となるのは外国人参政権の問題である。先に述べたように、日本では国政参政権も地方参政権も認められていない。国政参政権が認められない法的根拠として指摘されるのが、日本国憲法の第15条第1項「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」、第43条第1項「両議院は、全国民を代表する選挙

された議員でこれを組織する」という規定である。

1989年12月には定住外国人の参政権をめぐる国内最初の裁判がおこなわれた。京都在住のイギリス人ヒッグス・アラン氏が、納税者でありながら、消費税が争点となった参院選で意志行使ができなかったことを「正義に反している」とみなし、国に対し国政参政権を認めないのは違憲であると提訴したのである。この請求は1991年には大阪地裁で棄却され、翌年大阪高裁でも棄却、上告するものの93年に最高裁で棄却された。判決ではマクリーン事件の最高裁判決を引用し、外国人の人権には、その性質によって保障されるものとされないものがあり、国政参政権は国家を前提とする権利であるから、日本国民にのみ保障されているものとの棄却理由が述べられた。氏は1991年4月に地方参政権を求めて提訴したが、こちらも1995年、最高裁で上告棄却されている。

1990年には地方参政権を求めて大阪在住の在日韓国人が提訴した。この請求は93年に大阪地裁で棄却、95年に最高裁で棄却された。注目すべきは、このとき最高裁が外国人の地方参政権に関し、冒頭陳述で次のように述べていることである。「我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその住居する区域の地方公共団体と特段に密接な関係を持つに至ったと認められるものについては、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公的事務の処理に反映させるべく、法律上禁止されるものではない」。また本論のなかでは、「措置を講ずるか否かは、もっぱら国の立法政策にかかわる事柄であって、このような措置を講じないからといって違憲の問題を生ずるものではない」としている。

この判決について麻野雅子は、最高裁は外国人の国政選挙権は否認説をとっているが、地方参政権に関して容認説を示していると解釈している(麻野2006)。この判決や1999年10月の連立政権発足時になされた「与党三党合意」が契機となって、問題は国政レベルで論議されるようになった。その後、永住外国人の地方参政権に関する法案は廃案と継続審議を繰り返し、今日に至っている。

(2) 日本における外国人の住民投票

続いて、外国人の住民投票をめぐる動きについ

て確認しよう(麻野2006)。

1997年、岐阜県御嵩町において産業廃棄物処理場建設の是非を問う住民投票が行なわれることになった。このとき町当局は外国籍住民を含めた投票を要請したが、町議会は外国籍住民は選挙権を有しないとして要請を断った。これに対して在日コリアン9名が裁判を起こしたが、岐阜地裁は「投票資格を認めるかどうかは町の裁量」として原告の請求を棄却した。

同年には沖縄県名護市で海上ヘリポートの建設をめぐる住民投票が行なわれたが、早い段階から、外国籍住民を参加させるかどうかをめぐる選挙管理委員会との協議が続けられた。しかし、選挙人名簿作成の時間や事務コストがかかるとの理由から外国籍住民による投票は実現しなかった。

2002年3月、滋賀県米原町の合併問題に関する住民投票では、日本で初めて永住外国人に住民投票が認められた。当時の村西俊男町長は、県の職員時代に国籍条項撤廃問題に取り組んだ経験を持ち、「永住外国人にも連帯意識を持って意欲的にまちづくりに参加してもらうことが大切だ」と考え、住民投票を推進した。この住民投票では永住外国人の半数が投票を行なったとされる。

また愛知県高浜市は、2002年6月に、あらかじめ投票対象を示さない「常設型」の住民投票条例において、永住外国人に投票を認める改定を行なった。2005年、大阪府岸和田市では、永住資格を持つ外国人だけでなく、日本に三年を超えて住んでいる定住外国人にも投票権を認める、全国初の住民投票条例が制定された。

その後、神奈川県川崎市、埼玉県美里町、広島県広島市、岡山県哲西町、茨城県総和町、香川県三野町、石川県宝達志水市、千葉県我孫子市、広島県大竹市、埼玉県鳩山町、北海道増毛町、北海道静内町、北海道三石町、三重県名張市、東京都三鷹市など、多くの地方自治体が、永住外国人に住民投票を認める条例を制定している。

ただし外国人の地方参政権や住民投票権は権利の実利性に限界があるとの指摘もある。少数者の外国人がこの権利を行使しても結果に反映されにくいからである。とはいえ外国人が権利主体として位置づけられることの「象徴的意味」(麻野2006: 296)は大きいとも言われ、首長や議員が外国人

に関心を向けることも期待されている。

(3) 外国人市民代表者会議

外国人の政治参加は選挙や住民投票に限られるものではない。永住者ではなく、帰化を望まない外国人に対しても制度的に政治参加の機会を与えることは可能である。そのひとつが外国人会議である。

外国人会議の目的は外国人住民の要望や意見を自治体の施策に反映させることにある。これは2つの類型に分けられる。第一が「会議型」である。構成員は外国人のみで、議題の選定や議事進行などは独立的に運営される。第二が「有識者会議型」である。参加の主体は外国人および外国の状況に詳しい日本人で、外国人と日本人が共に外国人に関する施策や外国人の抱える問題解決策等を検討する。2類型の共通点としては、構成員の選出は公募制であること、地域バランスを考慮して行われることがあげられる。

ここで最も有名な神奈川県川崎市の「外国人市民代表者会議」について紹介しよう（麻野2006）。川崎市の外国人会議は全国初の議会型会議であり、構成員は外国人のみである。会議設置のきっかけは1994年のあるシンポジウムにおいて、パネリストがドイツやフランス等の自治体の外国人市民代表者会議制度について報告したことであった。市民からの要望を受けて具体的検討が進み、1994年10月に条例が可決され、会議が設置されることになった。地方自治法上としては138条の4に規定する「市の執行機関の附属機関」という位置づけである。構成員は、一般公募の中から出身国や出身地域のバランスを考慮し、市長が委嘱する。また市長の一存では改廃できないことが条例に規定されている。

1996年度から2009年度の間に「外国人市民代表者会議」は計10回の提言を行なっている。特に高く評価されているのは住宅基本条例施行に関する提言（2000年4月）である。これは民間賃貸住宅の入居に関し、外国人を含め誰に対しても入居差別を禁止する条例の提案である。こうした提言の内容は市の各担当局において検討され、施策への反映状況が代表者会議で報告される仕組みになっている。その内容は川崎市のホームページでも公

開される。

今後も外国人会議は外国人の政治参加のための有効な制度として活用されるものと思われる。

2. 韓国における外国人の政治参加

(1) 韓国における外国人参政権

次に、韓国の外国人参政権について考察しよう（佐藤2006、鄭2006）。

韓国で外国人参政権の議論が高まる契機となったのが、在日韓国人の地方参政権を求める動きにあったことは重要な点である。

韓国政府が日本政府に最初に在日韓国人の参政権の要望を出したのは、1991年に開催された在日韓国人子孫に関する高位実務者会議であった。当時、韓国内では在日韓国人の地方参政権の要求に対する関心が高まっていたが、その達成のための戦略として韓国内の外国人に対する選挙権の付与についての議論が始まったのである。もともと韓国では憲法の規定によって参政権は「国民の権利」とみ込まれ、外国人への付与には反対意見が強かった。しかし、1999年には金大中大統領の指示で、この課題が政府内で公論化されるまでになった。3月20日、金大中大統領は日本の小渕恵三首相と首脳会談を行ない、在日韓国人に対する地方参政権の付与を要請し、韓国内でも在韓外国人に類似の処置を検討中であることを説明した。その後、参政権に関する法案が提出されたが、韓国ではまだ永住資格制度も整っておらず、在日の課題と国内の課題を同一線上でとらえることに対する世論の反発もあって、結局、このときは廃案となった。

2004年9月7日ハンナラ党が政策議員総会を開催し、長期居住外国人に対する地方参政権付与に賛成する方針を決めた。与党のヨルリンウリ党も長期居住外国人への地方参政権付与に賛成の立場を示した。こうして2005年6月から臨時国会で選挙法改正の本格的な議論が始まった。関連法案は6月30日の国会本会議で原案通り通過した。公職選挙法改正の法案の中に、投票資格年齢の20歳から19歳への引き下げと、外国人の地方選挙権容認が盛りこまれたのである。

韓国が外国人への地方参政権付与を進めた背景には、いわゆる「相互主義」の考え方があったと

いえる。韓国政府は在日韓国人の地方参政権の実現を後押しするために、自国の外国人への地方参政権付与を推し進めた。しかしながら、期待された相互性は実現していない。

(2) 韓国における外国人の住民投票

次に、定住外国人の住民投票だが、韓国では国が率先して関連法案を制定したことは注目に値する。

韓国で住民投票に関する議論が高まるきっかけとなったのは、2003年の放射線廃棄物処分場の設置の案件である。当時、全羅北道扶安郡で放射線廃棄物処分場を設置するかどうかの問題が浮上し、これが国家的な関心事にまで発展していた。郡守は中央政府に誘致を申請していたが、住民たちが反発した。この出来事を通じて、地域住民の意思を反映させる住民投票制度の必要性に対する認識が韓国内に広まった。

同時期には外国人に地方参政権を付与する動きが進められており、この流れのなかで、外国人に対する住民投票権の検討が進められた。2004年7月には住民投票法が施行され、定住外国人は住民投票の請求権と投票権を得ることになった。対象者は20歳以上で、出入国管理関係法令の規定により、大韓民国に継続して居住することができる資格を備える者とされた。この法令が公布されると、行政自治部が「住民投票条例標準案」を用意し、各地方自治体に勧告した。各自治体は「住民投票条例」を制定し、地域内の外国人を含む住民投票権者の総数を公告した。

3. 考察

定住外国人の政治的権利に関する議論について、スウェーデンのトーマス・ハンマーは「帰化モデル」と「参政権モデル」という二つの考え方を提示している。「帰化モデル」は国籍を住所と適合させる考え方であり、「参政権モデル」は、国籍と住所の区別を受け入れつつ、政治的権利は住所に従うことを要求する考え方である。

この二つのモデルに代表される定住外国人の政治参加をめぐる議論は、日本の状況においてもそのまま当てはめることができる。すなわち「日本における永住外国人の政治参加をめぐる議論は、

主として、参政権は『国民固有の権利』であり、国籍取得こそが政治参加の前提であるとする考え方」と、「地域社会の構成員である永住外国人の自然な権利として地方参政権を認めるべきであるとする考え方」の間で、基本的な立場が分かれているのである。河原祐馬は、グローバル化が進展するなかで、今後、外国人参政権の問題は日本の「内なる国際化」を問う重要な試金石となると指摘している（河原2006）。

一方、韓国で外国人への地方参政権の付与が推進されたのは、日本を意識した外交上の理由が大きかったといえる。なお、韓国で永住外国人が参政権を取得するには極めて厳格な条件を満たす必要がある。基本要件は永住資格（F-5）取得後3年以上の経過だが、韓国人の配偶者や子ども以外の場合は、一般韓国国民の4倍という収入や博士号取得者などの複合要件を満たすことが必要である。このため、一般の外国人にとって取得はきわめて困難とされる。また思想信条が韓国の国益に合致しない場合は、法務部長官の許可を根拠に資格が付与されないこともある。

このようにみると、日本が永住外国人に地方参政権を付与せず、韓国が付与しているという事実のみをもってして、日本よりも韓国の方が外国人に対する権利を尊重し、門戸を開いていると結論づけるのは早計であろう。日本では地方参政権は認められていないが、地方自治体によっては外国人会議など別のかたちでの政治参加の道を模索しているケースもあり、こうした多様な取り組みの全体像をみていく必要があるだろう。

II. グローバル化時代のシティズンシップ教育

外国人の政治参加という課題の中心には市民権・市民性（citizenship）をいかに理解するかという問題がある。この点で注目すべきはシティズンシップ教育の取り組みである。2002年にイギリスで「市民科」が誕生したことを契機に、世界各国でシティズンシップ教育が注目され、多様な取り組みが実践されるようになった。シティズンシップ教育の目的は、積極的な社会参加ができるように授業や課外活動を通して市民性を養うことにある。各国におけるシティズンシップ教育の内容は異なる

るが、それは市民性に関する理解の違い、国民と市民をめぐる固有の事情が存在するからである。

ここではイギリスとドイツのシティズンシップ教育を取りあげ、具体的事例をとおしてその意義を確認しよう。

1. イギリスにおけるシティズンシップ教育

(1) 導入の背景

イギリスでは1970年代以降に労働力不足が起こり、移民の規制緩和が進み、90年代を通じてエスニック・マイノリティの数が増加して、多民族・多文化状況を呈するようになった。1998年には欧州人権条約に対応したイギリス人権法が公布され、国民性や市民性を再考すべき時期になっていた。このような時期に学校教育において「市民科 (Citizenship)」を必修科目とする動きが推進された。

この科目の成立に決定的な役割を果たしたのが、「シティズンシップのための教育と学校における民主主義の指導——教科シティズンシップのための諮問委員会最終報告書」(1998年)、通称「クリック報告」である。この報告書は、シティズンシップ教育導入の背景として、「若者の政治的無関心・問題行動」を指摘し、「事態は弁解の余地がないほど悪化しており、治療が必要である」と述べている。

その他の背景としてあげられるのが、EU誕生やグローバル化など社会的・歴史的環境が変化したこと、1990年版のシティズンシップ教育の成果があがらなかったこと、イギリスの子どもたちの国家的アイデンティティや市民の理念に対するプライドの低さへのあせり、社会民主主義的な政策理念を持つ労働党ブレア政権の誕生などである。つまりシティズンシップ教育は単なる教育課題ではなく、政治的課題として強力に推進されたのだといえる(水山2008)。

(2) イギリスのシティズンシップ教育

イギリスの義務教育は5歳から満16歳までの4段階課程(キーステージ)である。2002年8月より公立学校中等教育(キーステージ3・4)において、シティズンシップ教育は必修科目となった。その目的は「行動的で、知識を持ち、批判的精神

を持ち、責任感のある市民として、効果的に社会に参加する力をすべての生徒につけること」にある。学習プログラムを構成するのは「見識ある市民になるための知識と理解」「探求とコミュニケーションの技能の発展」「参加と責任ある行動についての技能の発展」の3要素である。この科目は他の科目と同様に厳密な試験があり、客観的な評価の対象となる。

事例として公立中等学校のロイトン&クロンプトン・スクールの取り組みをみてみよう(水山2008)。この学校の生徒数は約1200人、教員数は約70人である。毎年11月に1週間かけて、シティズンシップ教育として、反人種差別の特別授業を行なっている。2005年11月の7年生(中等1年生)の授業では「いじめに立ち向かおう」をテーマに生徒参加型の授業が行なわれた。授業のねらいは、人種差別が社会問題であるだけでなく、自身の身近で起きている問題であることを理解させることにある。授業では、まず、「いじめビンゴ」をしながら、いじめに関する基礎知識を習得させる。次に、黒板を「aggressive(攻撃的)」「passive(受容的)」「assertive(主張的)」の3つに分け、「傷つける」「誰かを呼ぶ」などの行動を示す単語を分類させ、なぜその分類に選んだのかを生徒に答えさせる。

この事例に示されるように、イギリスのシティズンシップ教育は、外国人との共生という課題を、「見識ある市民」の育成をつうじて達成しようとしているように思われる。しかしながら、その取り組みには、文化的差異に対する適切な配慮に欠けている、人種差別を個人レベルでの意識変革などの対応に期待しすぎ、制度的な課題への接近が不足しているといった批判もなされているようである。

2. ドイツにおける民主主義の学習

(1) ドイツの移民問題

次にドイツの取り組みを検討しよう。ドイツが多くの移民を受け入れ始めたのは1950年代からである。国は労働力を補うために積極的に外国人労働者を募集した。55年の12月20日にはイタリアとの間で最初の労働者募集協定が結ばれ、その後、トルコ・ギリシャ・スペイン・チュニジア・ポル

トガル・モロッコとの間にも2ヵ国間協定が結ばれた。73年のオイルショック以後、経済状況が悪化したため、ドイツは移民の募集を停止したが、その後もドイツで働く外国人労働者が家族を呼び寄せた。80年代から90年代にかけては、東欧からのドイツ系移民の帰国や政治亡命者、戦争難民等による移民が流入した。

EU成立以前、ドイツ憲法では外国人の参政権は認められていなかったが、「ヨーロッパ連合条約の批准」という要請があったため、ドイツは1990年に憲法を改正し、EU加盟国国民に地方参政権を認めた。また、従来ドイツの国籍法は、日本と同様、原則として血統主義（両系主義）を採用しており、外国人がドイツ国籍を取得することは困難であった。しかし1998年成立した社会民主党と緑の党の連立政権は、翌年、国内の外国人統合のための生地主義の部分的採用と二重国籍を容認する国籍法改正を行なった。

（2）新たな「民主主義の学習」

このように移民が増加し、外国人との共生が現実的課題となり、「市民」概念が変容しつつあるなかで、ドイツは独自の「民主主義の学習」（シティズンシップ教育）を展開している。

戦後ドイツの民主主義教育の進展には、1976年のドイツのバーデン・ビュルテンベルク州で開催された政治教育大会が大きく関係する。このとき政治教育の原則や公準となる「ボイテルスバッハ合意」がなされたが、その原則は、①教師が生徒の判断を停止してしまうような「圧倒及び政治的教化の禁止」、②討論の公平性、③生徒の政治的状況や関心に基づいた教材や教育方法を求めるべきとする「生徒指向性」の3点とされた。この方針に基づく「民主主義の学習」は近年のその先駆とされる。

欧州評議会は、1997年から2000年の4年間をその第1段階とする民主的シティズンシップ教育（EDC）のプロジェクトを立ち上げたが、ドイツの「民主主義の学習」もこの方針に沿った新たなプログラムを展開した。例えば、2000年7月～2003年3月には、ドイツ連邦教育学術省を中心に、ドイツ各地の取り組みをまとめた研究（「学校や地域での民主主義の学習——学校や青少年支援機

関での民主的な政治や暴力予防の可能性の理解と発展」）が行なわれた。

2000年頃にドイツが「民主主義の学習」に力を入れ始めた理由としては、①バーデン・ビュルテンベルク州の代表が内容形成に関与したEDCのプロジェクトが展開され、シティズンシップ教育への関心が高まったこと、②1990年代に外国人排斥事件が頻発し、ネオナチが台頭するなど、暴力の顕在化への危機感が高まったこと、③東西対立の構図が消滅し、民主主義の概念を問い直す必要が生じたことなどがあげられる。また、その背景には、移民の受け入れによる多文化国家的状況や、経済のグローバル化、東西統一によるドイツの拡大、EUによる統合の促進といった状況があることも留意すべきであろう。新たな「民主主義の学習」で大きな課題となっているのが外国人との共生であることは言うまでもない。

ここで2002年から5年間計画で実施された、連邦・諸州教育研究助成委員会のプログラムに注目してみよう。2006年度にこのプログラムに参加したのは、13州の200校に及ぶ普通教育の学校と職業学校であった。その目的は、学校生活や日常生活をより民主的なものにすることで、市民社会への積極的な参加を促進することにある。

ノルトライン・ヴェストファーレン州のジーレンにある実科学校の実施結果を紹介しよう。この学校は40%が移民の生徒で構成されており、彼らを統合できるような「民主的な場としての学校」づくりを促進している。例えば、学校は、日常生活で喧嘩や衝突が起こった場合にうまく収めることのできる「喧嘩の調整者」を育成している。各クラスには5～6名の「調整者」がいる。教師はこれら「調整者」養成のための研修を受ける。この養成を通して移民の生徒も積極的に学校の活動に参加するようになったという。また各クラスで半年に一回、「民主主義と統合」をテーマとしたプロジェクトが行なわれ、多様なルーツを持つ生徒自身が「統合」の問題に取り組んでいる（田口・中山2008）。

こうした取り組みが行なわれる背景には、東西ドイツの統一や移民の増加によって、ドイツ社会の価値多元化が進んでいることがあげられる。異なる価値や文化を前提とした共生の道が模索されて

いるのが、ドイツの「民主主義の学習」の特徴であるように思われる。

3. 考察

長らく国民国家の文脈において、ある国において市民 (citizen) はその国の国民であることが当然とみなされ、市民権は国籍にもなつて与えられる権利であるとみなされてきた。その場合、市民性を育てる教育はすなわち国民形成の教育であったとすることができる。しかし、移民や移住労働者が増加し、国家を超えた政治・経済・文化活動が顕在化するなかで、国籍保有と市民権を分離する考え方や、集団ごとに差異化された市民権を求める考え方が重視されるようになってきた。こうした変化にともない「望ましい市民性」の捉え方も変化する。G. デランティはそれを、国家との権利・義務関係を強調して法的地位としてシティズンシップを捉える見方 (形式的理解) から、市民社会への実質的参加やアイデンティティのもちようを重視する見方 (実質的理解) への移行と説明している (デランティ 2004)。このように国民国家が転換期を迎えて、「市民」や「国民」のあり方が問い直されるなか、ヨーロッパでは新たな社会統合を促進するシティズンシップ教育の取り組みが始まったのである。

一方、日本においてはヨーロッパ諸国ほどには外国人や移民の比率が高くない現状にあつて、依然として一族一国家をモデルとした「国民」=「市民」という理念が根強いように思われるが、年々、外国人が増加するなかで、こうした理念は再考しなければならなくなるだろう。

日本の教育ではシティズンシップに近い言葉として、「公民」という語が用いられる。戦後の社会科教育においてその目標は「公民的資質」の育成にあるとされたが、この場合の「公民」には「国民」と「市民」の二重の意味が含まれる。例えば、『昭和42年版小学校社会科学学習指導要領』において、公民とは「市民社会の一員としての市民、国家の成員としての国民という2つの意味を含んだことばとして理解されるべき」との説明がなされているのはその典型的な表れだろう。しかしグローバル化のなかで異質な他者との共生が切実な課題となるにつれて、異なる国籍を持つ「市

民」との共生を視野に入れたシティズンシップの理解が重要となるのではないだろうか。

日本におけるシティズンシップ教育は模索の道が始まったばかりである。学校教育ではおもに「社会科」や「総合的な学習の時間」のなかで追求される課題とされており、イギリスのように独立した科目にはなっていない。けれども、2002年に教科としての「市民」を創設したお茶の水女子大学附属小学校のように、先進的な取り組みも始まっており、こうした方向性は今後いっそう重視されるにちがいない。

おわりに

以上、日本と韓国における外国人の政治参加、イギリスとドイツにおけるシティズンシップ教育について考察してきた。限られた検討であったが、ここから見えてきたのは、グローバル化のなかで外国人や移民との共生がますます切実な課題となっていること、「市民」という概念の意味を多民族的状況・多文化的社会のなかで再考しなければならないこと、この新しい社会状況に対応した新たな政治や教育の制度が必要とされていること、などである。

日本がこれから少子高齢化が進行することは確実であり、労働力不足が顕在化すれば、外国人労働者の受け入れが進むことは十分に考えられる。しかし最初に述べたように、彼ら／彼女らは労働者であると同時に同じ地域社会に暮らす「市民」でもある。諸外国の取り組みに学び、我が国固有の社会・文化的条件を考慮しつつ、外国人の政治参加やシティズンシップ教育を発展させることは、グローバル化時代の共生を実現していくうえで、今後ますます重要になってくるだろう。

◇参考文献

- 麻野雅子, 2006, 「日本における外国人政治参加の現状」, 河原祐馬・植村和秀編『政権問題の国際比較』昭和堂。
- 唐木清志, 2008, 「日本——実践・参加型の授業づくりを目指して」, 嶺井明子編『世界のシティズンシップ教育——グローバル時代の国民／市民形成』東信堂。
- 河原祐馬, 2006, 「国民国家の『変容』と外国人参

政権問題」『政権問題の国際比較』.

姜裕正, 2011, 「多文化共生社会と在日コリアン」

『在日外国人と多文化共生』明石書店.

金賛汀, 2004, 『激動の百年』朝日選書.

窪田眞二, 2008, 「イギリス——必修教科『シティズンシップ』で参加・フェア・責任をどう教えるか?」, 『世界のシティズンシップ教育——グローバル時代の国民/市民形成』.

佐藤信行, 2006, 「韓国で『外国人地方参政権』実現」 田中宏・金敬得編『日・韓「共生社会」の展望』新幹社.

田口康明・中山あおい, 2008, 「ドイツ——政治教育からシティズンシップ教育へ」『世界のシティズンシップ教育——グローバル時代の国民/市民形成』.

田中信世, 2001, 「ドイツの人口問題と移民政策」『季刊 国際貿易と投資』No. 46, ITI.

鄭印燮, 2006, 「韓国における外国人参政権——その実現過程」, 『日・韓「共生社会」の展望』.

デランティ, G., 2004, 『グローバル化時代のシティズンシップ——新しい社会理論の地平』佐藤康行訳, 日本評論社.

水山光春, 2008, 「シティズンシップ教育——『公共性』と『民主主義』を育てる」, 高島照子編『教育の3C時代——イギリスに学ぶ教養・キャリア・シティズンシップ教育』世界思想社.

◇参考にしたホームページ

(すべて2012年1月20日閲覧)

NPO法人多民族共生人権教育センター http://www.taminzoku.com/news/kouen/kou0210_murani-shi.html

川崎市ホームページ <http://www.city.kawasaki.jp/>
厚生労働省ホームページ (「外国人雇用状況の届出状況」平成23年10月) <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000020ns6.html>

法務省ホームページ (外国人登録者数に関する統計)

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00011.html